

北労発基 1003 第 5 号
令和 5 年 10 月 3 日

建設工事発注機関各位

北海道労働局長
(公印省略)

ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

ビル建築をはじめとする建設工事における労働災害の防止につきましては、かねてからその徹底を図っているところですが、本年 9 月 19 日、別添のとおり、東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨建方作業中に鉄骨が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者計 6 名が被災し、うち 2 名が死亡するという重大な災害が発生したことは誠に遺憾であります。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、鉄骨建方作業における鉄骨の落下等については、極めて重大な災害につながるおそれが高いことから、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底、有資格者の選任、要求性能墜落制止用器具等の適正な使用等下記の事項を踏まえた労働災害防止対策について、貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に周知いただき、同種災害防止の徹底に特段のご配慮を賜りますようお願ひいたします。

記

1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

ビル建築工事の施行計画の段階からリスクアセスメントを実施し、工法の安全性や作業の各段階における構造物及び仮設機材（ベント等の建方養生も含む。）の強度、安定性等について検討し、その結果に基づいて、構造物及び仮設機材等の崩壊・倒壊の防止等、必要な措置を講じること。また、構造物及び仮設機材等が健全な状態であることを隨時確認すること。

2 作業計画の作成、作業主任者の選任等について

建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法及び順序、部材の倒壊等を防止するための方法等を定めた作業計画を作成し、関係労働者に周知させるとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業方法は、構造物及び仮設機材の支持条件、荷重条件等に合致した方法とすること。

また、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、作業の直接指揮、要求性能墜落

制止用器具等及び保護帽の使用状況の監視等、その職務を確実に実施させること。

3 要求性能墜落制止用器具等の適切な使用

高所作業であって手すり等を設けることが困難なとき等の場合においては、労働者に要求性能墜落制止用器具等を着実に使用させるとともに、その使用状況を監視すること。

また、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための適切な設備等を設け、異常の有無について隨時点検すること。

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 納（のと）
電話(代) 011-709-2311 内線 3550